様式２

資料３

共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 亘理地区行政事務組合発注に係る「岩沼消防庁舎ZEB化改修事業」

（以下「当該業務」という。）の請負

　(2) 前号に附帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業団体は、○○○○○共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

　（事業所の所在地）

第３条　当企業体は、事業所を○○県○○市○○町○○番地に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、当該業務の請負契約の履行後３ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該業務を請負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　○○○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　○○○○株式会社

○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　○○○○株式会社

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○○○株式会社を代表とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）を請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務額）

第８条　各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等のあったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

○○建築工事○○建設株式会社

○○土木工事○○建設株式会社

○○○○工事○○建設株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、当該業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名

義の別口預金口座によって取引きをするものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。 　（共通費用の分担）

第13条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により 運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同企業体の責任を免れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（業務履行中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該業務を完成する日ま

　では脱退することができない。

　（当該業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第 14 条第２項及び第３項の規定を準用する。

　（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した場合においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成

員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○○株式会社外○社は、上記のとおり○○○○○共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　　令和７年　月　日

○○○○株式会社

　代表取締役　○　○　○　○　　印

○○○○株式会社

　代表取締役　○　○　○　○　　印

○○○○株式会社

　代表取締役　○　○　○　○　　印

（別紙）

○○○○○共同企業体協定書第８条に基づく協定書

亘理地区行政事務組合発注に係る下記業務については、○○○○○共同企業体協定書第８条の規定により、共同企業体構成員が分担する業務の分担業務の価額を次のとおり定める。

記

分担業務の価額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

○○業務 ○○株式会社 ○○円

○○業務 ○○株式会社 ○○円

○○業務 ○○株式会社 ○○円

○○株式会社外○社は、上記のとおり分担業務の価額を定めたのでその証拠として本協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印して各自所持するものとする。

令和 年 月 日

○○○○○共同企業体

代表者 ○○株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○　印

○○株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○　印

○○株式会社 代表取締役 ○ ○ ○ ○　印